

## 公益目的事業に充てる「寄附金」のお願い

### 1 寄附金募集の趣意

右京納税協会は、平成23年4月1日に公益社団法人としてスタートを致しました。

これからも更に健全な納税者の団体として、企業及び地域社会の発展に貢献するため、税知識の普及、適正な申告納税の推進及び納税道義の高揚を図って、地域に根差した公益性の高い事業を展開してまいります。

このため、公益目的事業の運営資金として、会員はもとより、広く一般の方々にも寄附金をお願いするものであります。

### 2 寄附金額と募集受付方法

寄附金は一口10,000円とし、口数の上限は設けません。

#### (1) 口座振込による受付

振込口座名「公益社団法人 右京納税協会」

○京都銀行 西院支店 普通預金 No.482494

○ゆうちょ銀行 No.01060-2-6292

#### (2) 現金による受付

納税協会事務局へ持参の場合は、その場で受領証を発行します。

### 3 税制上の優遇措置があります

法人会員の寄附は、一般寄附金の損金算入限度額とは別枠で、損金算入限度額が設けられています。

個人会員の寄附は、所得控除が適用されます。

後日お届けする受領証は税務申告の証拠書類となりますので、大切に保存して下さい。

### 4 税務申告の方法

法人の場合は、計算明細書を確定申告書に添付し、かつ受領証を保存して下さい。

個人の場合は、受領証を確定申告書に添付して下さい。